

ごみ袋の種類を変更および追加します

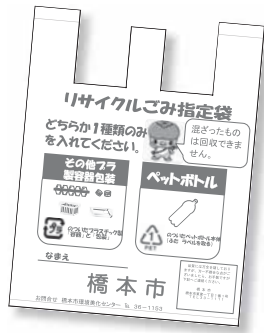
現在使われている「その他プラ製容器包装」と「ペットボトル」の指定ごみ袋を「リサイクルごみ指定袋」に変更します。また、紙おむつなどの臭い対策として一部の世帯へ給付している臭気対策用可燃ごみ専用指定袋を一般販売します。

【生活環境課】



リサイクルごみ指定袋に変更

現在使われている「その他プラ製容器包装」と「ペットボトル」のごみ袋を、「リサイクルごみ指定袋」に変更します。このことにより袋は1つに統一されますが、今までどおりごみは分別して入れるようにしてください。1つの袋にその他プラ製容器包装とペットボトルを混ぜてごみを出さないでください。



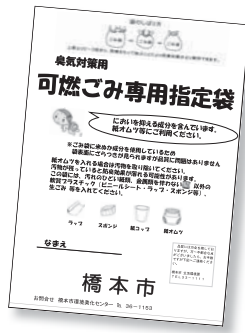
なお、すでに購入されている「その他プラ製容器包装」と「ペットボトル」のごみ袋はそのまま使用できます。

●販売価格 10枚入 150円(税込み)

●販売開始時期 2月中旬

臭気対策用可燃ごみ専用指定袋を販売

平成29年度から、福祉施策として2歳未満の新生児や寝たきりの人など常時紙おむつが必要な人に対し、臭いなどをおさえる米ぬか成分を含んだ可燃ごみ専用指定袋を無償で給付しています。その臭気対策用可燃ごみ専用指定袋を4月から店舗で一般販売します。販売店舗は現在調整中のため、ホームページなどでお知らせします。



なお、使い方や収集日は通常の可燃ごみ専用指定袋(大)と同じです。

●販売価格 10枚入 660円(税込み)

●販売開始時期 4月中旬

▶問い合わせ 生活環境課 ☎33-3702

地域優良賃貸住宅の入居者随時募集

市では、地域優良賃貸住宅の入居者を随時募集しています。申込資格や家賃など詳しくは市ホームページを確認していただくか、建築住宅課住宅係までお問い合わせください。

【建築住宅課】



▶必要書類および申込方法

手続きに必要な書類を「地域優良賃貸住宅募集要綱」でご確認の上、持参または郵送で申し込んでください。

募集要綱は、建築住宅課、図書館、各地区公民館および市ホームページで入手できます。

▶募集住宅

住宅名(所在地)	構造等	建設年度	間取り	家賃月額(円)	敷金額(円)	備考
橋本駅前団地(古佐田2-7-7)	鉄筋コンクリート造 9階建	平成11年	3DK	65,000	195,000	7階~9階
			2DK	50,000	150,000	2階~7階
			2K	42,000	126,000	3階~7階

▶募集駐車場 自動車用・二輪車など用(使用料月額6,000円、先着順)

▶申込受付期間

随時(先着順) ※土・日曜、祝日を除く
午前8時30分~午後5時15分

▶申し込み・問い合わせ

〒648-8585(住所記入不要)
橋本市 建設部 建築住宅課 住宅係 ☎33-1115

令和2年4月から下水道使用料を改定します

現在、公共下水道事業は、下水道使用料の収入に加えて公費を投入することで事業運営を行なっていますが、今後の安定した運営のため、令和2年4月から下水道使用料を改定します。市民の皆さんの衛生的で快適な暮らしや、紀の川をはじめとした河川の水質を守るため、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

【水道経営室】



下水道使用料改定の背景

1. 地方公営企業会計への移行

橋本市下水道事業は、平成31年4月1日から水道事業と同じ地方公営企業会計に移行し、より一層収支の透明性を図っています。そのような中、今後10年間の収支において費用削減に努めたとしても、総額約11億円の赤字が発生する見込みであり、非常に厳しい状況となっています。

2. 接続率の伸び悩みに伴う事業の縮小

これまで幹線以外の整備については、地元からの要望によって優先順位を定めてきました。しかしながら高齢化や独居世帯の増加により下水道に接続できない世帯も多く、平成31年3月末現在の下水道接続率は83.6%と伸び悩んでおり、収益の確保が難しくなっています。

収益の減少に伴い、今後の整備については年間5カ所程度しか予算措置できない状況となっており、事業の縮小はやむを得ません。そのような中、接続意思のある地域を優先的に整備し、できるだけ収益の確保に努めていきます。

3. 下水道事業審議会への諮問

今後の下水道事業運営を安定して継続するため、平成29年から下水道事業審議会を開催し、財源の確保や事業の方針について審議していただきました。その結果、「10年先を見据えた計画のもと、できるだけ早い時期に使用料改定を行うべきである。また、少量使用者に過大な負担とならないよう配慮し、水道料金の料金体系とできる限り一致した体系をとるべきである。」との答申が出されました。

この答申をもとに使用料改定案を作成し、令和元年12月議会において改定案が可決されました。新しい使用料体系については、以下の点を考慮しています。

- ・使用水量の少ない世帯への配慮のため、新たな水道料金と同じ5㎡の基本水量を新設する
- ・5年ごとに改定を行う2段階の改定として今回の改定率を引き下げる

※新しい使用料については水道料金と同じく4月1日から改定となります。

新しい使用料体系について

令和2年4月からの新しい使用料は以下のとおりです。

新下水道使用料表(1カ月分 税込み)

使用料体系	使用水量	新使用料 ※カッコ内は旧使用料との比較	
		下水道使用料	水道料金との合算
基本使用料	0~5㎡	1,527円 (変更なし)	3,340円 (変更なし)
	6~10㎡	1,760円 (233円の増額)	3,740円 (400円の増額)
超過使用料	10㎡を超える 1㎡ごと	176円 (24円の増額)	374円 (41円の増額)

新下水道使用料のお支払いは

口座振替	6月17日 振替分から
現地納付書	5月検針時 投函分から
送付納付書	5月末 送付分から

●問い合わせ 水道経営室 ☎33-2860